

大正10年法 第36類
被服、手巾、釦鈕及装身用ピンの類

大正10年法 商品	区分	書換表示 商品	類似群	備考
被服	5	失禁用おしめ	17 A 04	
	9	事故防護用手袋	17 A 04	
	9	防火被服	17 A 06	
	10	医療用手袋	17 A 04	
	16	紙製幼児用おしめ	17 A 04	
	21	家事用手袋	17 A 04	
	24	経かたびら	20 F 01	
	25	洋服, コート	17 A 01	※01
	25	セーター類, ワイシャツ類, 寝巻き類, 下着, 水泳着, 水泳帽	17 A 02	
	25	和服	17 A 03	
	25	エプロン, えり巻き, 靴下, ゲートル, 毛皮製ストール, ショール, スカーフ, 足袋, 足袋カバー, 手袋, 布製幼児用おしめ, ネクタイ, ネッカチーフ, バンダナ, 保温用サポーター, マフラー, 耳覆い	17 A 04	
	25	ずきん, 防暑用ヘルメット, 帽子	17 A 07	
	25	運動用特殊衣服 (剣道衣・柔道衣・空手衣を除く。), マラソン足袋	24 C 01	
	25	地下足袋	22 A 01	
	26	帯留	21 A 02	
衣服				※02
洋服	25	洋服	17 A 01	
コート	25	コート	17 A 01	
パンツ (洋服)	25	ズボン	17 A 01	※03
パンツ (下着)	25	パンツ	17 A 02	※04
ネビヘシラズ	25	ねびえしらず	17 A 02	
和服	25	和服	17 A 03	
前掛	25	前掛け	17 A 04	
涎掛	25	よだれ掛け	17 A 04	
胸當	25	胸当て	17 A 04	
エプロン	25	エプロン	17 A 04	
手甲	25	手甲	17 A 04	
腕貫	25	腕貫き	17 A 04	
脚絆	25	きゃはん	17 A 04	
経帷子	24	経かたびら	20 F 01	
帯止	26	帯留	21 A 02	
冠	25	冠	17 A 07	
帽子	25	帽子	17 A 07	
カラ	25	カラー	17 A 02	
カフス	25	カフス	17 A 02	
領飾	25	えり飾り	17 A 04	
襟	25	えり	17 A 03	
襯衣	25	シャツ	17 A 02	
	25	じゅばん	17 A 03	
ツボン下	25	ズボン下	17 A 02	
胴締	25	胴締め	17 A 03	
手袋	9	事故防護用手袋	17 A 04	※05※06

大正10年法 第36類
被服、手巾、釦鈕及装身用ピンの類

大正10年法 商品	区分	書換表示 商品	類似群	備考
	10	医療用手袋	17 A 04	
	21	家事用手袋	17 A 04	
	25	手袋	17 A 04	
足袋	25	足袋	17 A 04	
手巾	24	布製身の回り品	17 B 01	
ハンカチーフ	24	ハンカチ	17 B 01	
手拭	24	手ぬぐい	17 B 01	
タオル	24	タオル	17 B 01	
袱紗	24	ふくさ	17 B 01	
風呂敷	24	ふろしき	17 B 01	
釦鈕	14	カフスポタン	21 B 01	
	26	こはぜ, ボタン	21 B 01	
甲馳	26	こはぜ	21 B 01	
カフス・ボタ ン	14	カフスポタン	21 B 01	
装身用ピン				※07
ネクタイ・ピ ン	14	ネクタイピン	21 A 02	
ブローチ	14	宝石ブローチ	21 A 02	
	26	衣服用ブローチ	21 A 02	

※01 「被服（頭から冠る防虫網・あみ笠・すげ笠・ナイトキャップを除く。）」（書換表示欄に示す商品を含む概念表示の商品）の書換表示も認められる。）

「頭から冠る防虫網」は、大正10年法第35類に属する。

「あみ笠・すげ笠」は、大正10年法第60類に属する。

「ナイトキャップ」は、大正10年法第64類に属する。

※02 「衣服」の概念は現行の区分になく、また、大正10年法の「衣服」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので、「衣服」の書換表示はできない。

※03 昭和7年3月調類似商品例集の第36類中、洋服、オーバコート等の商品群に例示されているパンツ。

※04 昭和7年3月調類似商品例集の第36類中、猿股、蛙股等の商品群に例示されているパンツ。

※05 「絶縁用ゴム手袋」は、大正10年法第16類に属する。

※06 「手袋（運動用具）」は、大正10年法第65類に属する。

※07 「装身用ピン」の概念は現行の区分になく、また、大正10年法の「装身用ピン」に属する商品が現行の複数の区分に移行されているので、「装身用ピン」の書換表示はできない。